

## 貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を沿えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所		届出年月日	平成	年	月	日
ふりがな		開始年月日	平成	年	月	日
名称・氏名						印
代表者						
住所						
電話番号						
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)						
営業所の名称及び位置						
営業所名	位置					
本店						<input type="checkbox"/> 住所と同じ
事業用自動車の種別ごとの数						
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員	
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪
						両 名
自動車車庫の位置及び収容能力						
位置				営業所からの距離		収容能力
<input type="checkbox"/> 住所と同じ				m		㎡
乗務員の休憩又は睡眠の為の施設の位置及び収容能力						
位置				収容能力		
<input type="checkbox"/> 住所と同じ				㎡		
運送約款 (該当する <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)						
<input checked="" type="checkbox"/> ①標準貨物軽自動車運送約款 (平成15年 国土交通省告示第171号)						
<input checked="" type="checkbox"/> ②標準貨物軽自動車引越運送約款 (平成15年 国土交通省告示第172号)						
<input type="checkbox"/> ③その他運送約款						

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理者の責任者氏名
本店	

関東運輸局	運輸支局長 殿
宣誓書	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権限があることを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
平成 年 月 日	
住所	
氏名	
(名称)	
印	

氏名を記載し、押印することに加えて、署名することができます。

平成 年 月 日

関東運輸局

支局長 殿

住所  
事業社名  
代表者名  
電話番号

印

## 運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則代2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

### 記

1.氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称  
住 所  
代 表 者 名

2.事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3.設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

関東全域

4.設定（変更）した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類  
運賃及び料金の額  
適 用 方 法  
別紙のとおり

5.実施年月日

平成 年 月 日 より実施

## 運賃及び料金の種類、金額及び適用方法

### 1 距離制運賃

運賃表

距離	運賃	運賃
1km	単価 185円	185円
5km	単価 185円	900円
10km	単価 185円	1850円
50km	単価 185円	9250円
80km	単価 145円	13600円
100km	単価 145円	16500円
101km	単価 100円	17500円

\* 運賃額は実車走行距離の運賃とする。

### 2 時間制運賃

- ・1日8時間とし、貸切料金を18,400円とし1時間増すごとに2,300円を加算する。
- ・1時間未満の場合は30分増すごとに1,150円を加える。

### 3 個数制運賃

- ・物品1個につき200円とし、持ち戻り物品は個数に算入しない。

### 4 諸料金

- ・車輛留置料は、30分までごとに900円として加算する。

## 5 運賃割増率

### (1) 品目割増

項目	内容	割増
易損品	<ul style="list-style-type: none"> <li>レントゲン機械、電子計算機等機密機器で1個の価格が100万以上のもの</li> <li>みこし、仏壇、神仏像</li> </ul>	3割以上の臨時の約束による
危険物	<ul style="list-style-type: none"> <li>高圧ガス取締法に定める品目</li> <li>消防法に定める品目</li> <li>毒物、劇物取締法に定める品目</li> </ul>	2割以上の臨時の約束による
	<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類取締法に定める品目</li> <li>放射性物質及びこれらに類するもの</li> </ul>	10割以上の臨時の約束による
特殊物件	引越し荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
汚わい物	塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	貴金属、貨幣、証券類、その他の高価品	5割以上の臨時の約束による

### (2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその1割を加えたもの、100kgまたは積載した状態において車両の長さが2.2m以上又は長さが4m以上となるもの	3割以上の臨時の約束による
---	---------------

## 6 悪路割増

道交法による道路及びその他の一般交通に供する場所ならびに自動車以外の場所に限る	3割
---	----

## 7 休日割増

日曜日及び祝祭日に限る	2割
-------------	----

## 8 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までの作業	3割
------------------	----

## 運賃料金の適用方法

- 1 運賃は運賃料金表に掲げてある金額またはこれに割増率を乗じた金額を運賃料金に掲げてある金額に加算した金額とする。
- 2 運賃は1車1回ごとに計算し当該運賃料金に端数があるときは、20円は切捨てに、30円以上は50円に、70円は50円に、80円以上は100円として計算する。
- 3 貨物の長さ重量または容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。
- 4 運賃距離は1車1回ごとの実キロ数によるものとし、経路が2途以上あるときはその最短となる経路のキロ数により計算する。
- 5 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には当該割増区間運送距離による運賃に対して所定の割増率を乗じた計算額を加算する。
- 6 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については次の式により算出した額を加算する。

$$\text{深夜早朝割増適用時間/運送時間} \times \text{通常運賃} \times 0.3$$

- 7 消費税導入に伴う運賃料金の加算方法は運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算する。